

(参考)「JAXA の調達概要」における契約事務実施要領抜粋

### <3. 契約相手方決定の方式(調達方式)>

(契約締結における競争的手法)

第 5 条 契約を締結しようとするときは、公平な契約相手の選定、機会の均等及び経済性を確保するため、広く競争的手法によらなければならない。

(入札の公告及び指名通知等の手続き)

第 42 条 入札を行おうとするときは、次に掲げる事項について公告又は指名通知を行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 落札者の決定方法(価格評価、総合評価の別)
- (3) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (4) 契約書の必要性
- (5) 契約条項を示す場所
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 保証金の納付場所
- (9) 価格評価方式による場合の入札書及び必要な場合は仕様(機能)確認書又は総合評価方式による場合の入札書及び技術提案書(以下「入札書等」)の作成及び提出並びに入札説明書の交付に関する事項

2 公告及び指名の通知は、その入札期日の前日又は総合評価方式の入札書等の提出期日の前日から起算して少なくとも 10 日前までにしなければならない。ただし、急を要するとき、その期間を 5 日前までに短縮することができる。

3 事前審査を行う場合には、入札期日の前日から起算して 10 日前までに入札説明書を交付可能としなければならない。ただし、急を要するとき、その期間を 5 日前までに短縮することができる。

4 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第 2 項に定める公告の期間を 5 日前までに短縮することができる。

5 一般競争に付そうとするときは、第 2 項から第 4 項の所定の期間、機構のホームページに入札公告を掲示しなければならない。これに加え、本社又は各事業所の次の各号に定める場所への掲示、新聞紙、官報等その他の方法で行うことができる。

- (1) 本社事務棟 1 号館玄関口
- (2) 相模原キャンパス正面入口掲示板
- (3) 筑波宇宙センター正門掲示板
- (4) 東京事務所受付横
- (5) 種子島宇宙センター管理棟玄関口
- (6) 内之浦宇宙空間観測所管理センター玄関口
- (7) 能代多目的実験場研究管理棟玄関口
- (8) 臼田宇宙空間観測所入口掲示板

(9) 角田宇宙センター管理棟玄関口

- 6 指名競争に付そうとするときは、有資格者のうちから指名基準に適合したものであることを確認の上、書面又は電磁的方法その他の方法により競争に参加する者に指名通知をしなければならない

(入札説明会)

第 46 条 入札に関する事項について特に説明を要すると認める場合は、あらかじめ日時、場所等を公告又は通知して説明会を行うことができる。

- 2 説明会を行わない場合であっても、競争に参加しようとする者に疑義があるときは、関係職員をして説明させるものとする。
- 3 前項の質問のうち重要なものについては、書面及び電磁的方法により行わせるものとし、当該質問に対しては書面及び電磁的方法により回答するものとする。
- 4 前 2 項に基づき、質問がなされた場合において、公平性の観点から、質問及び回答の内容が競争に参加する者全てに周知すべき事項であるときは、当該事項を全ての者に通知するものとする。

(入札及び開札時の確認等)

第 50 条 入札を執行するに当たり、事前に次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 代理人による入札のときは、委任状(必要に応じ委任者の印鑑証明書を添付する。)を提出させ代理の事実を確認する。
- (2) 入札保証金の納付又は代納担保の提供を条件としているときは、これを証する保管書又は受領書
- (3) 入札書記載内容
- (4) 公告等に示した無効入札となる事項の有無

(入札書の提出)

第 51 条 入札を執行するときは、封緘の上、入札者の氏名を表記した入札書を競争に参加する者に入札の公告又は通知した日時及び場所に持参させ、入札箱に投入させるものとする。

- 2 総合評価方式による場合及び、価格評価方式による場合で仕様(機能)確認書の提出を求めたときは、期限までに提出された入札書等のうち、封緘された入札書については開札日まで保管する。
- 3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、やむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出させることができる。
- 4 入札者が入札箱に投入又は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをさせてはならない。

(開札)

第 53 条 開札を行うときは、入札の公告又は通知に示した競争執行の日時及び場所において、入札者全員の入札書が投入されたことを確認した後、直ちに入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(落札者の決定)

第 56 条 次条に定める場合を除き、予定価格の範囲内で機構にとって最も有利と認められる提案をした者

(以下「最も有利な入札者」)を契約の相手方とする。

2 削除

3 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、グリーン購入法に係る環境物品等の調達  
の推進を図るための方針に則り、環境活動への取組みが優れた入札者を優先し、落札者とする。

4 前項の環境活動への取組みが優れた入札者とは、次に掲げる事項のうち、満たしている項目が一番多い  
者とする。

(1)環境会計の公表

(2)ISO14001の報告を含む環境報告書の発行

(3)ISO14001の認証取得又は同等の環境活動評価プログラムの実施

(4)環境管理部門の設置

5 前項によっても落札者が定まらない場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければ  
ならない。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員  
にくじを引かせることができる。

(最も有利な入札者を落札者とししないことができる場合)

第 57 条 契約相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合し  
た履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合で次の各号の一に該当するとき、又はその  
者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、最も  
有利な入札者以外の者を契約の相手方とすることができる。

(1)競争契約ごとに 2 分の 1 から 10 分の 8 の範囲内で定める割合を当該競争の予定価格に乗じて  
得た額を下回る入札価格

(2)予定価格を下回る入札者が5者以上いる場合には、1番札から5番札の5者の入札金額の平均値に  
10 分の 9 を乗じて得た額を下回る入札価格

2 前項第1号の規定による基準に該当するかどうかの価格は入札前に定める。

3 第1項の規定による基準に該当するかどうかの決定において必要と認める場合は、あらかじめこれを調  
査する者を定めて調査(以下、「低入札価格調査」という。)することができる。

(落札者等の通知)

第 58 条 落札者が決定したときはその者の名称及び価格評価方式の場合は落札となるべき金額を、また、  
落札者がいないとき又は再度の入札を行おうとするときは、その旨を、参加者全員に知らせなければならない。

2 前条第 1 項に該当し次順位者を落札者と定めたときは、当該次順位者及び最も有利な入札者等で落札者  
とならなかった者に必要な通知をするものとする。

### <3-2. 総合評価方式>

(総合評価方式入札説明書等の交付)

第 45 条 総合評価方式による場合、第 42 条に基づく公告又は指名通知を行った後、競争に参加しようと  
する者に対して、入札説明書その他参加しようとする者が有効な提案を行うに必要な関係書類を交付する  
ものとする。

2 前項に規定する入札説明書は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 仕様の詳細な説明
- (2) 評価基準
- (3) 入札書等の作成様式及び記載上の留意事項
- (4) 入札書等の提出方法、提出先及び期限
- (5) 入札説明書に関する質問の受付方法、受付窓口、回答方法
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位
- (7) その他必要な事項

(総合評価方式に付する場合)

第 39 条 契約の性質等により、価格のほか性能、機能、技術等の各要素を評価し、最も有利と認められる入札を行った者を契約相手方とする総合評価方式によることができる。

(総合評価方式の技術提案に関する説明)

第 47 条 特に必要と認めるときは、競争に参加しようとする者に対して、総合評価方式の技術提案に関する内容につき、説明の機会を設けることを要請することができる。

2 前項の説明を要請する場合には、説明を要する旨、その日時及び場所、その他必要な事項を入札説明書において明らかにするものとする。

### <3-3. 企画競争>

(企画競争に付す場合)

第 68 条の2 契約の性質上価格競争によることができない場合で、仕様内容の実現方法が複数あるもの又は民間企業等が有しているノウハウ・企画等を競争させることにより要求するサービスの質の向上が図れるものについては、企画競争によることができる。

2 企画競争は、公告して提案をさせる公募型及び指名型とし、原則として公募型によるものとする。

3 労働者派遣契約については、所定の単価を提示し業務能力等についての提案を受け、最も優れた提案を行った者を契約相手方として選定する企画競争を行うことができる。ただし、当該選定手続きについては、第 68 条の3から第 68 条の5によらず、別途定める手続きにしたがうものとする。

4 共同研究契約等のうち、別途定める基準に該当するものは企画競争とすることができる。ただし、当該選定手続きについては、本条第 2 項及び第 68 条の3から第 68 条の5を適用しないものとする。

(企画競争の公告及び指名通知の手続き)

第 68 条の3 企画競争の公告又は指名通知を行おうとするときは、第 42 条の規定に準じ、次に掲げる事項について公告又は指名通知を行うものとする。

- (1) 調達に付する事項
- (2) 実施予定額
- (3) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (4) 契約書の必要性

- (5) 提案要請書の交付に関する事項
- (6) 提案書の作成及び提出に関する事項
- (7) 選定の日時、場所及び方法
- (8) その他必要な事項

(提案要請書の交付)

第 68 条の5 第 68 条の3に基づく公告又は指名通知を行った後、提案を行おうとする者に対して、提案要請書その他有効な提案を行うに必要な関係書類を交付するものとする。

2 前項に規定する提案要請書の記載事項は、第 45 条第 2 項の規定を準用する。

#### <3-4. 技術提案方式>

(技術提案方式に付す場合)

第 62 条 契約の性質上価格競争によることができない場合、性能・機能・技術等の契約の目的に関する技術的な提案、及び提案者の技術力・実施能力等を総合的に評価し、機構にとって最も有利と認められる技術提案を行った者を契約相手方として選定する技術提案方式によることができる。

2 前項の契約の性質上価格競争によれない場合とは、人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機及びこれらの地上設備、実験設備、観測機材等の設備・機器等の研究・開発を目的とする契約等で、技術的に高度なもの又は専門的知見が要求される場合をいう。

3 技術提案方式は、公告して提案をさせる公募型及び指名型とし、原則として公募型によるものとする。

4 プロジェクト等同一の計画の範囲内で複数の者が契約相手になることが予想される場合、若しくは複数の契約による場合であっても、プロジェクト等の計画全体について技術提案方式の評価の対象とすることを妨げない。

(技術提案方式の公告及び指名通知の手続き)

第 63 条 技術提案方式の公告又は指名通知を行おうとするときは、第 42 条の規定に準じ、次に掲げる事項について公告又は指名通知を行うものとする。

- (1) 調達に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約書の必要性
- (4) 提案要請書の交付に関する事項
- (5) 提案書の作成及び提出に関する事項
- (6) 選定の日時・場所及び方法
- (7) その他必要な事項

(提案要請書の交付)

第 65 条 第 63 条に基づく公告又は指名通知を行った後、提案をなそうとする者に対して、提案要請書その他有効な提案を行うに必要な関係書類を交付するものとする。

2 前項に規定する提案要請書の記載事項は、第 45 条第 2 項の規定を準用する。

### <3-5. 参加者確認公募>

(参加者確認公募に付す場合)

第 68 条の7 第 69 条第 1 項第 1 号に該当すると思料される場合、参加者確認公募により、想定される契約相手方(以下「特定事業者」という。)の他に契約を実施できる者の有無を確認することができる。

2 契約内容の公開に適さない特殊業務については、特定事業者以外の者を指名してその契約実施の意向を確認する参加者確認公募を行うことができる。

3 参加者確認公募に対し、特定事業者以外から応募がない場合、随意契約に移行する。

4 参加者確認公募に対し、特定事業者以外から応募がある場合、要求元は応募者が応募要件を満たしているか否かについて合否審査を行う。

5 合否審査の結果、要求元が合格とした場合、入札、技術提案方式又は企画競争に移行する。

6 合否審査の結果、要求元が不合格とした場合、調達部長が別に定める基準に該当する場合を除き、委員会に付議するものとする。

7 委員会が不合格の判断を承認した場合、随意契約に移行する。

8 委員会が不合格の判断を承認しなかった場合、入札、技術提案方式又は企画競争に移行する。

(参加者確認公募の公告及び指名通知の手続き)

第 68 条の8 参加者確認公募を行おうとするときは、第 42 条の規定に準じ、次に掲げる事項について公告又は指名通知を行うものとする。

- (1) 公募に付する事項
- (2) 公募に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 応募要件
- (4) 公募への参加意思表示の方法
- (5) 公募期限終了後の手続き
- (6) その他必要な事項

### <5. 契約条件>

(契約書の作成を省略することができる場合)

第 125 条 第 9 条の規定にかかわらず、次の一に該当する場合、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が 1,000 万円を超えないものをするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において買受人が代金を即納してその物品を引き取る時。
- (4) 電気通信事業者から公衆電気通信の役務の提供を受ける場合及び電気、ガス又は水の供給を受けるとき。
- (5) 第 1 号に規定するもの以外の随意契約で特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(注文書の作成及び注文請書等の徴取)

第 126 条 契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、注文書(様式第 5

号)を作成し、注文請書その他これに準ずる書面(参考様式第1号)を徴取するものとする。

- 2 注文書及び注文請書には、契約の件名、金額、履行期限その他必要な事項を記載しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約金額が100万円を超えないとき、又は当該契約の性質若しくは目的により特に必要がないと認めるときは、書面又は電磁的方法等の注文の事実を明らかにできる方法をとることにより、注文書の作成及び注文請書の徴取を省略することができる。
- 4 前三項の規定は、第129条に定める取引基本契約に基づく個別契約の発注に関しては、適用しない。

## <6. 受領検査>

(検査の実施)

第178条 契約について、次各項に定めるほか、検査実施要領又は工事請負契約等監督検査実施要領に基づいて、給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- 2 契約相手方が給付の完了をしたときは、納品書(参考様式第6号)又は給付の完了を証する書類によりその旨を届け出させなければならない。
- 3 前項の届出があったときは、その届出を受けた日から15日以内に検査を終了しなければならない。ただし、期間内に検査をすることが困難であると認められる合理的理由があるときはこの限りでない。
- 4 前項期間内又は約定期日に検査を行わなかったときは、合格したものと扱うことができる。
- 5 契約書、仕様書及び設計書、監督報告書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。この場合において、必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。
- 6 前項の検査は、原則として納入場所等債務の履行場所(以下本項において「納地」という。)で行うものとする。ただし、納地における検査が不可能又は著しく困難であると認められるときその他必要と認めるときは、納地以外の場所で検査を行うことができる。
- 7 第5項の検査を行うときは、必要に応じて契約相手方又は当該契約に係る監督職員の立会いを求めるものとする。また、書類又は物件の提示等、検査を行うために必要な措置を採らせるものとする。

## <7. 支払い>

(支払方法)

第130条 契約代価の支払方法は、給付の完了時に当該給付に相当する約定金額を一括して支払う納入払いを原則とする。ただし、契約期間、金額、納入品、その他取引慣行等を勘案し、当該契約の性質上、契約履行期間中に契約金額の一部又は全部を支払うことが適当と認められるときは、133条に定める支払条件に関する特約条項により支払うことができる。

(定義)

第133条 支払い条件に関する特約条項とは、契約履行途中に契約金額の一部又は全部の支払を約し、支払の種類、金額及び時期等の支払条件に基づき支払を行う特約をいう。

(支払の種類)

第134条 支払い条件に関する特約条項に基づく支払の種類は、前金払い、中間払い及び均等払い又はこ

これらの併用によるものとする。

- 2 前金払いは、あらかじめ合意した契約金額の一部又は全部を、契約締結後、一定期間内の契約相手方の請求により支払う。
- 3 中間払いは、支払金額を契約相手方より提出された見積書等の経費発生予測に基づき、仕様書上の項目等作業毎に算定し、当該作業の終了毎に支払うものとする。ただし、支払回数の多寡、契約の性質、取引慣習、機構又は契約相手方の資金事情等を勘案し、これと異なる支払方法によることができる。
- 4 均等払いは、一定量の作業又は経費等が継続的に発生する契約において、契約金額を年度ごと又は月数等の期間で除した金額を、期限の到来毎に均等に支払うものとする。

#### (前金払要否の判断等)

第134条の2 前金払いの要否(第130条「適当と認められるとき」の判断)は、契約の履行に関し、契約相手方に信用又は確実な保証があると認められるときに限り、次に掲げる事項を考慮して判断するものとする。

- (1) 材料購入、下請負者への支払が必要な場合等、契約業務の立ち上がり資金又は履行途中の支払資金として必要と認められる場合
  - (2) 性格上、前金をもって支払をしなければ事務に支障を及ぼすような特定の経費がある場合
  - (3) 前金払を約定することにより、契約金額に大幅な影響があり、機構にとって有利な場合
- 2 前項に掲げる場合の他、調達部長が特に必要と認めた契約について前金払いを設定することができる。

#### (前金の設定等)

第134条の3 入札(参加者確認公募の結果、入札に移行した場合を含む)において、前金払いを設定しようとするときは、あらかじめ入札公告・指名通知等に入札条件として公告・通知しなければならない。

- 2 前項によりあらかじめ支払に関する特約条項により前金払いを約定していないときは、変更契約において前金払いを設定してはならない。
- 3 随意契約(第69条第2項及び同第3項により随意契約に移行した場合を除き、参加者確認公募の結果、随意契約に移行した場合を含む)、技術提案方式及び企画競争における前金払いの設定は、商議により、契約の履行に関し契約相手となろうとする者の信用等を勘案して設定するものとする。このとき、当初締結した契約において前金払いを約定していない場合であっても、変更契約において増額した部分については前金払いを設定することができる。

#### (前金金額の設定)

第134条の4 次に掲げる各号に該当する契約(第4条第3項により締結する契約を含む)は、消費税を含む契約金額の全額を前金払いすることができる。

##### (1) 売買契約

- ① 外国から購入する物品、図書及びその他財産の代価(購入契約に係る物品及び財産を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物品、図書及びその他財産の代価を含む)
- ② 定期刊行物の代価



③ ソフトウェアのライセンス料、バージョンアップ費用

(2) 請負契約 外国製品の保守契約、外国での役務契約等(国内の商社、代理店等を介して外国メーカー製品の保守等を行う場合であって、商慣習上前金払をしなければ契約締結に支障を及ぼすおそれのある契約)

(3) 委託契約

(4) 賃貸借契約 土地・建物その他物件の借料(計算機・機器等のリースを含む)

(5) その他

① 運賃、保険料

② 買収又は収用に係る土地の購入費及びその上に存する物件の購入費、補償費又は移転料

③ 官公庁、独立行政法人及び学校教育法に定める学校との契約

④ 外国契約

④ 商慣習上前金払をしなければ契約締結に支障を及ぼすおそれのある契約

2 工事請負(測量及び土木建築に関する工事の設計または調査を含む)で消費税を含む契約金額が、1,000万円以上の契約は、消費税を含む契約金額の40%以内の金額を前金払いすることができる。

3 前2項に掲げるほか、消費税を含む契約金額が、5,000万円以上のもので、かつ、契約期間が3ヶ月以上の契約は、消費税を含む契約金額の30%以内の金額を前金払いすることができる。

4 前3項の規定に定める条件に抛り難い場合は、財務部と協議の上、調達部長が認めた場合は、これらと異なる条件の前金払いをすることができる。

(前金金額の計算)

第134条の5 前金払いの支払金額には、前条第1項の場合を除き、消費税を含まないものとする。

2 変更契約において、前金払いをする場合、前条の「契約金額」とは、当該変更部分の契約金額をいうものとする(過去の契約金額を含む「契約総額」ではない)。

3 前金払いを行うときは、次に掲げる計算式により前金払金利調整額を計算し、計算価格より控除するものとする。ただし、前条第1項に基づき前金払いをする場合及び前条第2項に基づき前金払いをする契約のうち入札による場合を除く。

$$\text{前金払金利調整額} = \text{前金払額} \times \text{標準実績金利(年利)} \times \text{期間} / 12$$

4 前項計算式の「期間」は、支払予定日を起算とし、最終の納入期限までの月数を0.5ヶ月単位で計算するものとする。変更契約においては、当該変更契約の契約日以降の前金の支払日を起算日とする。

(部分納入時の控除)

第134条の6 前金払により、すでに契約金額の一部を契約相手方に払い渡しているときの部分納入時の支払限度額は、契約金額全体を基礎とし、原則として次に掲げる式により計算するものとする。

$$\text{支払限度額} = \text{今回納入部分の価格内訳書の価格(消費税除く)} \times 1 - \text{前払金} / (\text{契約金額} - \text{消費税}) + \text{今回納入部分消費税}$$

2 前項の規定にかかわらず、支払計画等により各部分納入が、変更契約、財源、予算コード毎に他の部分納入と区分されているときは、変更契約、財源、予算コード毎の金額を基礎として計算することができる。この場合、前項計算式の「契約金額」は、改定契約、財源、予算コード毎の契約金額と読み替えるもの

とする。

(中間払金額の設定)

第134条の7 第134条第3項の中間払いは、請負、委託、共同研究、研究開発契約で消費税を含む契約の累計額が、1,000万円以上のもので、かつ、契約期間が6ヶ月以上の契約に設定することができる。ただし、調達部長が特に必要と認めた契約について設定することができる。

2 中間払による支払の回数は、原則として年4回以内とする。

(前金払との併用)

第134条の8 中間払いと前金払いを併用して支払うことを妨げない。

2 前項により併用する場合において、各中間払により支払をおこなうときは、当該中間払支払金額より、次に掲げる計算式により既支払の前金払いの設定割合に応じた金額を控除した金額を支払うものとする。

当該中間払金額×(1－前金払金額／契約金額(税抜き))＝今回支払金額

(準用)

第134条の9 第134条の3、第134条の5第1項及び第134条の6の規定は中間払いに準用する。